

公表用	

令和 7 年 7 月

第 25 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 7 年 7 月 10 日 午後 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 306 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 11 名

欠席委員 2 名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	欠
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	出
11	大 田 完 治	欠
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第 93 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 94 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 95 号	農地転用計画変更申請について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 11 名で定足数に達していますので、これより、第 25 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 93 号から議案第 95 号までの 3 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。
	最初に、議案第 93 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 93 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 7 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■■、以下 4 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、稗田地区の 1 件について地区委員より報告願います。
松本委員	稗田地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字下稗田■■■■■、田、274 m ² 、外 1 筆計 295 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、椿市地区の 3 件について地区委員より報告願います。
沼口委員	椿市地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、大字入覚■■■■■、田、1,651 m ² 。譲渡人は、神奈川県厚木市■■■■■、■■■■■さん持分 1/3、北九州市■■■■■、■■■■■さん持分 1/3、埼玉県飯能市■■■■■、■■■■■さん持分 1/3。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号 3 番。物件の表示は、大字下崎■■■■■、田、1,148 m ² 外 5 筆計 2,622.91 m ² 。譲渡人は、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号 4 番。物件の表示は、大字長尾■■■■■、畑、8,530 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。現物出資により出資するものとし、増資を受けるものということで申

	請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 93 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 93 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 4 件については、許可することに可決決定いたしました。 次に、議案第 94 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 94 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 7 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■■、以下 3 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、泉地区の 2 件について地区委員より報告願います。
西本委員	泉地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、福岡市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、北泉一丁目■■■■■、田、245 m²です。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 51.42 m²、その他 193.58 m²。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして地区番号 2 番。申請人は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、北泉四丁目■■■■■、田、242 m²です。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 115.50 m²、その他 126.50 m²。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います。
沼口委員	椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、大分県速見郡日出町■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字入覚■■■■■、田、602 m²です。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さ

	んです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 49.68 m²、その他 552.32 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書が一部添付され、理由書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 94 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 94 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 5 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 95 号、農地転用計画変更申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 95 号。農地転用計画変更申請について。下記の者より、農地転用許可処分のある転用事業計画を変更する申請書の提出があったので本会の審議に附す。令和 7 年 7 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■■、■■■■■、以下 2 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。今元地区の 2 件について、地区委員より報告願います。
藤川委員	今元地区 2 件について地区審査の結果をご報告します。地区番号 1 番。計画変更申請人は、神奈川県横浜市■■■■■、■■■■■さんと行橋市■■■■■、■■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和 3 年 8 月 31 日。変更する土地は、計画変更前、大字津留■■■■■、351 m²、大字津留■■■■■、934 m²、大字津留■■■■■、1,113 m²、大字津留■■■■■、417 m²、大字津留■■■■■、421 m²です。既存宅地 6,485 m²含みます。計画変更後は、大字津留■■■■■、304 m²、大字津留■■■■■、902 m²、大字津留■■■■■、1,113 m²、大字津留■■■■■、417 m²、大字津留■■■■■、421 m²となります。既存宅地 6,407 m²含みます。当初計画は駐車場を設置するもので駐車場 9,721 m²です。施行者は■■■■■さん。変更計画は事務所および倉庫、工場を設置するもので、事務所及び倉庫 1 棟 326.80 m²、工場 1 棟 3,376.42 m²、塗装検査棟 1 棟 178.20 m²、駐車場 635 m²、その他 5,047.58 m²です。施行者は■■■■■です。変更する理由としては、■■■■■が自社用駐車場に農地転用許可を受けたが、工事完了前に駐車場として使用できなくなり、■■■■■が所有権を取得したため、事務所および工場を建築するための計画変更を行うということです。最後に地区番号 2 番。計画変更申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんと行橋市■■■■■、■■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和 3 年 8 月 31 日、変

	更する土地は、計画変更前、大字津留■■■■、351 m²、大字津留■■■■、934 m²、大字津留■■■■、1,113 m²、大字津留■■■■、417 m²、大字津留■■■■、421 m²。既存宅地6,485 m²含みます。計画変更後、大字津留■■■■、47 m²。これは■■■■より分筆されたものです。それと大字津留■■■■、32 m²。これは■■■■より分筆されたものです。当初計画は駐車場を設置するもので、駐車場9,721 m²です。施行者は■■■■さん。変更計画は水路を設置するもので、水路用地79 m²です。施行者は■■■■さんです。変更する理由としては、■■■■が自社用駐車場で農地転用許可を受けたが、■■■■が所有する農地のための排水路がないため、排水路を設置する計画に変更することです。以上です。
会長	報告が終わりました。ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第95号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	賛成全員と認めます。よって、議案第95号、農地転用計画変更申請2件については、許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。3番松本委員、4番富田 委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。